

下水道事業受益者負担金 負担区分図

第1負担区	元荒川第10処理分区(合流)	
第2負担区	熊谷第4処理分区	
第3負担区	熊谷第5処理分区	
第4負担区	元荒川第6処理分区	
第5負担区	元荒川第7処理分区	
第6負担区	元荒川第5処理分区	
第7負担区	元荒川第6処理分区	
第8負担区	元荒川第10処理分区(分流)	
第9負担区	元荒川第10処理分区(分流)	

